

入会金及び会費に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、入会金及び会費に関する事項を定めることを目的とする。

(正会員の等級の決定)

第2条 正会員の会費算定の基礎となる等級の決定及び通知は、以下の方法により行う。

- (1) 毎年、7月1日を基準日として、正会員の施工実績額等を調査し、総務委員会審査部会において、資本金額と直近の決算における施工高を基礎とした次年度の等級案を作成・審議のうえ、理事会に上程する。
- (2) 理事会において、総務委員会審査部会長から上程された等級案を審議のうえ、等級を決定する。
- (3) 毎年1月1日付で、正会員に対して次年度の等級決定通知を送付する。
- (4) 年度途中において入会を希望する者の当該年度における等級案は、入会申し込みの日を基準日として、資本金額と直近の決算における施工高を基礎に事務局が作成し、理事会において審議のうえ、等級を決定する。
- (5) 年度途中に入会した正会員の等級については、当該正会員に対して送付する入会承認通知を以て通知する。

(入会金及び会費)

第3条 正会員は、前条により決定した等級に応じて、別紙に定める入会金及び会費を支払うものとする。

- 2 賛助会員の入会金は5万円とする。会費は年200万円以内とし、賛助会員の属性・規模・事業内容等に応じて理事会において定めた額とする。

(入会金及び会費の納期等)

第4条 入会金は、入会承認通知を受けた日から30日以内に納付しなければならない。

- 2 会員は、前条で定めた会費の額の4分の1に相当する額を次に掲げる納期までに納入しなければならない。

第1 四半期：5月末日まで

第2 四半期：8月末日まで

第3 四半期：11月末日まで

第4 四半期：2月末日まで

3 会員が既に納入した入会金及び会費については、これを返還しない。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附 則

本規程は、一般社団法人東京建設業協会としての登記の日から適用する。

別紙

等 級		本店会員会費 (年)	支店会員会費 (年)	入会金
特 1	A	500 万円以上	280 万円以上	100 万円
	B	400 万円	200 万円	
	C	350 万円	160 万円	
特 2	A	290 万円	140 万円	70 万円
	B	232 万円	110 万円	
	C	171 万円	79 万円	
1	A	128 万円	68 万円	40 万円
	B	97 万円	59 万円	
	C	78 万円	50 万円	
2	A	61 万円	41 万円	30 万円
	B	48 万円	32 万円	
	C	37 万円	25 万円	
3	A	28 万円	18 万円	20 万円
	B	21 万円	14 万円	
	C	15 万円	11 万円	
4	A	10 万円	8 万円	10 万円
	B	6 万円	6 万円	
	C	3.6 万円	3.6 万円	